

## 一般社団法人日本ロボット学会 学術講演会実行委員会規程

2013年 8月 9日理事会制定

2015年 3月20日理事会改定

### (設置)

第1条 本会定款第42条により学術講演会実行委員会をおくことができる。

### (目的)

第2条 学術講演会実行委員会（以下委員会という）は、本会の各年度の学術講演会の企画・運営・実施を業務とする。各年度の学術講演会の基本的な企画・運営は、学術講演会管理推進委員会により定める実施方針及び運営基本指針に準じて実施する。各年度毎の学術講演会を特徴づける企画については、該当年度の学術講演会実行委員会の裁量にて推進する。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長1名および副委員長（幹事）若干名を含む委員をもって構成する。委員長は、正会員中より理事会の議決を経て会長が委嘱する。委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

### (設置期間)

第4条 設置期間は、委員長の裁量により決定する設置日より、該当学術講演会閉会後の全ての残務処理を終了する時点までとする。

### (任期)

第5条 委員任期は設置期間と同一とする。ただし、途中での委員の追加および変更は可能とする。

### (招集)

第6条 委員会の招集は委員長が行う。

### (予算案および会計報告)

第7条 委員長は、当該委員会に関する事業予算案を理事会に提出し、承認を得なければならない。委員長は、設置期間満了後2か月以内に、会計報告書を理事会に提出し、承認を得なければならない。

### (意見書または提案書の提出)

第8条 委員長は、委員会を代表して学会の運営等に関して、理事会に対し意見書または提案書を提出することができる。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学術講演会理事が提案し理事会の承認を得て行う。

### 附則

1. この規程は2013年8月9日から適用する。
2. この規程は2015年3月20日より改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会学術講演会実行委員会規程」の正文であることを確認する。

2015年3月20日

署名

印

<改定履歴>

2015年3月20日改定

第9条 事業理事→学術講演会理事に修正